

～個人寄付者及び個人会員の皆さまへ～

当協会への寄付金及び会費が 「税額控除」の対象になります

新たな税額控除制度により、このたび当協会に対する**個人**の皆さまからの寄付金及び会費（維持会費・賛助会費）が、「**税額控除**」の対象となります。

平成24年1月以降に当協会にご寄付・納付いただきました寄付金及び会費につきまして、確定申告時に、従来の「**所得控除**」に加えて「**税額控除**」のどちらか有利な方式を選択できます。

「**税額控除**」を選択されると、多くの場合、所得税額が従来よりも少なくなります。

A. **税額控除**額の計算方法（新たな税額控除制度）

次の算式により算出された額が、**税額控除**として**所得税**から控除されます。

$$\text{（寄付金合計額}^{\ast 1} \text{ - 2,000円）} \times 40\% = \text{税額控除額}^{\ast 2}$$

※1 年間所得金額の40%が上限となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が上限となります。

B. 寄付金控除(**所得控除**)額の計算方法

次の算式により算出された額が、**所得控除**として**所得控除額**に算入されます。

$$\text{寄付金合計額}^{\ast 3} \text{ - 2,000円} = \text{所得控除額}$$

※3 年間所得金額の40%が上限となります。

◆ A（**税額控除**）か B（**所得控除**）のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けられます。

（例：1万円の寄付をした場合）

① 上記 A（**税額控除**）を選択

$$\text{（10,000円 - 2,000円）} \times 40\% = \underline{3,200\text{円}}$$

*3,000円の維持会費でも、400円が所得税から控除されます。

② 上記 B（**所得控除**）を選択（年間所得金額が300万円の場合）

$$\text{（10,000円 - 2,000円）} = 8,000\text{円（所得控除額に算入）}$$

*おおよその減税額は、所得税率^{※4}10%を掛けた800円となります。

※4 所得税率は、国税庁のホームページにてご確認ください。

所得税から直接
控除されるので、
小口寄付者にも
減税効果⊕

所得税率が高い
高所得者の方が
減税効果⊕

【**税額控除**を受けるには…】

確定申告の際に、当協会が発行した「**寄付金領収書、会費領収書（振替払込請求書兼受領証）**」及び当協会所管庁が発行した「**税額控除に係る証明書**」の提出が必要となります。

「**税額控除に係る証明書**」は当協会ホームページ（<http://www.peace-wing-n.or.jp/>）よりダウンロードできますので、印刷のうえご使用ください。また、証明書は郵送あるいはFAXでもお送りしますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

（公財）長崎平和推進協会 事務局

TEL：(095) 844-9922（土・日・祝日除く8：45～17：30まで）

FAX：(095) 844-9961

※確定申告についての詳しいお問い合わせは、お近くの税務署までお尋ねください。